

然支払う必要があるため、清掃業者が算出した適正な金額に基づき、対価を支払うことは合理的といえる。したがつて、「槽内清掃料」について、町民に返還する必要はないものと判断した。

(5)要旨⑥及び要求④については、一般廃棄物の処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であることに鑑み、国から都道府県を通じ市町村に対し、「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」(平成26年10月8日付け環廢対発第1410081号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)が、「市町村の一般廃棄物処理責任の性格」と「最高裁判決(平成26年1月28日)の趣旨」を主題として通知されているところである。

まず、「市町村の一般廃棄物処理責任の性格」においては、①市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに、法律施行令第3条各号に規定する基準に従つて処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有している。②廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村が自らが行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村は引き続き同様の責任を負う。③市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与えるのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されこと、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委託して処理を行わせるものと見做される。このため、市町村は、法律施行令第4条各号に規定する基準に従つた委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従つた処理を行うことを確保しなければならない。この場合の委託基準には、受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

次に、「最高裁判決の趣旨」においては、①市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与えるのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されこと、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委託して処理を行わせるものと見做される。このため、市町村は、法律施行令第4条各号に規定する基準に従つた委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従つた処理を行うことを確保しなければならない。この場合の委託基準には、受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

鬼北町が本事業を遂行するにあたっては、前述の①生活環境の保全上、支障を生じさせないこと。②「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村が自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、兩者を同様に扱っていることから、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。③市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与えるのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られる。この場合に初めてその事業の許可を与えるとされたものであると解されこと、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委託して処理を行わせるものと見做される。このため、市町村は、法律施行令第4条各号に規定する基準に従つた委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従つた処理を行うことを確保しなければならない。この場合の委託基準には、受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

第5 結論

以上のとおり、本件請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。

前述のとおり、本件請求については、理由がないものと認めたものであるが、今後とも、当該事業を遂行するにあたっては、町民の生活環境の保全を念頭に、収集運搬等業務全般に遅延なきよう留意し、し尿及び浄化槽汚泥収集の際には、収集依頼者に対し収集量計測について、立会いを希望するか確認するなど、処理手数料算出に不安を持たれないよう努めることを望むものである。

また、汚泥再生処理センターへの槽を老朽化のため閉鎖、平成28年度中に取り壊すこととしている現状も、鬼北町においては、中間貯留槽を老朽化のため閉鎖、平成28年度中に取り壊すこととしている現状もあり、今後とも混入しないことを遵守し、資源循環型社会構築に寄与することを願っている。